

第46回

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和8年5月27日

Kitakyushu
Action!

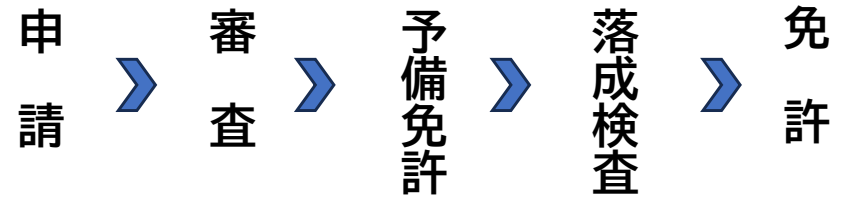
動かせ、未来。北九州市

宇宙との920MHz帯通信に関する 実験試験局の免許取得に係る規制改革



➤ 人工衛星等での受信：免許**必要**

規制改革前

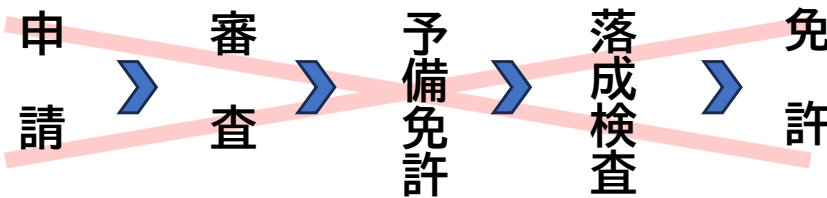


➤ 申請から免許取得までに **時間と労力** が必要
(申請→予備免許が約1年7か月)

課題

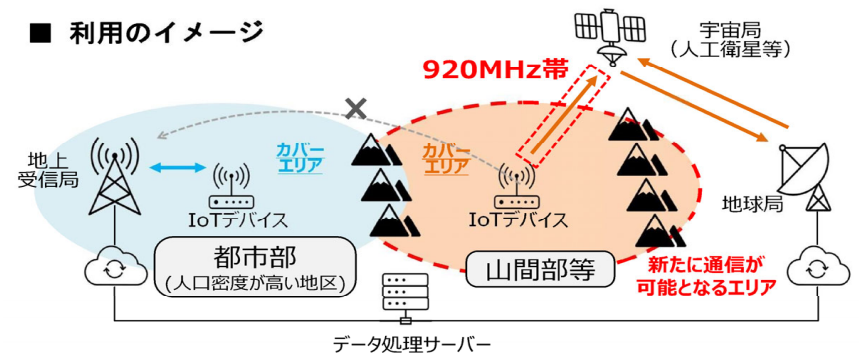
大学や企業が人工衛星等やユースケースの開発に重要な
開発・運用・検証・改善のサイクルを迅速に回すことができない

規制改革後



➤ 免許手続きを不要に！！

人工衛星等の開発サイクルを迅速化し 「宇宙の裾野」拡大を実現



日本成長戦略 17分野

AI・半導体

北九州市

- フィジカルAIを産業や市民生活の中で先進的に活用し、
- ・地元企業が生産性を高め、より稼げる街
- ・関連企業が集積するフィジカルAI産業拠点都市
- ・研究開発によるイノベーション創出都市
- ・市民が便利さと豊かさを実感できる街を目指す。

現状の課題

公道の通行にあっては、「歩行者」「車両」に限られており、「車輪を備えた従来の車とは異なり技術的な安全性が確立されていないものとして整理される」人間型や動物型のロボット等は対象とされていない。

道路交通法の規制緩和により、道路使用許可を得ることなく、人型や動物型などの、車輪を備えた車型ロボット以外の公道での実証を可能とする。

法上の区分	道路使用許可が必要	道路使用許可が不要
車両 (自動車、原動機付自転車、原動機を用いる軽車両)	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、どのような形態の実証実験であっても必要 <p>高さ 130cm 法定の非常停止装置を備えていない 1m~2m程度</p>	<p>※ 現時点において把握はないが、特例特定小型原動機付自転車として扱われるロボットであれば、道路使用許可が不要となる場合があり得る。</p>
移動用小型車 原動機を用いる身体障害者用の車	<ul style="list-style-type: none"> 準完全自律型 (区分2) 	<ul style="list-style-type: none"> みなし歩行者型 (区分8) <p>1m~2m程度</p>
遠隔操作型小型車	<ul style="list-style-type: none"> 準完全自律型 (区分2) 届出によらず遠隔操作を行う場合 (区分3~区分7) <p>届出できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会へ届出 (届出許可等) みなし歩行者型 (区分8) <p>※ みなし歩行者として通行させる場合には、遠隔操作を行うことはできない。</p> <p>1m~2m程度</p>
原動機を用いる歩行補助車等		<ul style="list-style-type: none"> みなし歩行者型 (区分8) <p>1m~2m程度</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記の区分にかかわらず、車輪を備えた従来の車とは異なり技術的な安全性が確立されていないもの 	

日本成長戦略
17分野

AI・半導体

ダイヤモンド半導体製造の電波利用特例

航空・宇宙

実証ワンストップセンターへの「宇宙」分野追加

防災・国土強靱化

薬局医薬品の融通

海洋

資源・エネルギー・
安全保障・GX

海洋無人水上機の自動運転研究開発に向けた規制緩和